

# ゼミナールかわら版 第8号

令和7年度 第2回「働く人の健考学ゼミ」意見交換会  
令和7年10月31日開催分  
発行:坂井健康福祉センター

今回、初めてテーマを設けてみました。

## テーマ:職場における受動喫煙対策

### =前職場(製造業A社)における敷地内禁煙への取組み=

福井地域産業保健センター 河野 遥 氏

国内グループ会社が一斉敷地内禁煙へ!しかし喫煙率=50%グループ内、ワースト1

#### <過去の失敗>

- ① WG(ワーキンググループ)構成員は非喫煙者
- ② 3か月で敷地内禁煙にする計画
- ③ 喫煙従業員が周囲の従業員に当たる

喫煙者が荒れるため非喫煙者も一緒に反対



#### <学びを活かす>

- ① WG構成員:喫煙者5人+非喫煙者3人
- ② 1年前から周知
- ③ 喫煙従業員に対する配慮を

#### <敷地内禁煙への3つの柱>

- ① 環境づくり(喫煙者への配慮、ルール作成)
- ② 風土づくり(WG立ち上げとe-ラーニング)
- ③ 禁煙促進(健保オンライン禁煙外来etc)

#### <苦労したところ>

- ① WG内:喫煙者VS非喫煙者
- ② 喫煙従業員に対する配慮を
- ③ 煙草は嗜好品→喫煙は自由

#### <具体的な取組み>

- \* 禁煙パイポや飴・グミなど喫煙者への配慮を先行
- \* 休憩所の整備(従業員の数に見合う椅子の配置)
- \* e-ラーニング作成→閲覧により納得感の醸成

「禁煙はメリットがある!」を伝え続ける

\*社内報に記事や動画をシリーズ化  
→禁煙して良かったこと、秘訣、産業医コメント…

\*社長から「敷地内禁煙宣言!」の実施



#### <反省したところ>

- ① 1年計画ではなく2年計画だと、よりスムーズだったのではないか
- ② 「敷地内禁煙は就業中だけの禁煙」「禁煙」をしなければならないという誤解

#### <学び>

- ① 組織の背景や従業員の考え、風土などを踏まえた活動が大切
- ② 経営層を巻き込み、TOPダウンが重要
- ③ 他部署を巻き込み、活動の輪を大きくすることが重要
- ④ 喫煙者にとって「たばこは想像以上に大切なものです」であるとの認識が重要

#### <(株)金津村田製作所>

健康経営プランに喫煙対策が組み込まれている。

- ① 「2027年4月1日から敷地内禁煙」の周知  
→ 経緯、問題点、目的、スケジュールを共有
- ② 受動喫煙対策の強化  
→ スワンデー、毎月第3水曜禁煙デーの設置  
巡回や声掛けを実施
- ③ 禁煙支援  
→ 健保組合のオンライン禁煙外来やニコチンパッチ無料配布といったきっかけづくり
- ④ 喫煙者・非喫煙者の声を拾う  
→ 社員会との協力

#### <日東シンコー(株)>

屋内喫煙所は完全閉鎖。

5つあった喫煙所を1か所に!

- ① トップダウンで実施
- ② なくすだけにしない  
→ 「休憩室が足りない」という従業員の要望  
⇒ 休憩室を2か所設置した
- ③ 毎月22日は「Nitto禁煙の日」として周知
- ④ 卒煙プログラム(実施者のポスター掲示)  
→ 成功時に本人とサポーターに5,000円ずつのご褒美
- ⑤ 喫煙所の椅子を撤去し、利用人数を確保。

## =意見交換・情報共有=

#### <スワンデーのパトロールをするのは誰>

・喫煙者と非喫煙者を合体させて実施。非喫煙者だけだと、脅しに行っている感じてしまう。喫煙者からきっかけ作り、動機づくりでお願いするよう投げかけている。

#### <椅子は大切?手持無沙汰にならないのか?>

・人数分あるというのは大きな意味がある。休憩室が狭い、汚いという声があったので、それを解決するから、喫煙室をなくすということで説得。工場では横になれる場所を作らなければならないという規定もあるから、配慮として大切。

#### <電子タバコだから大丈夫?>

・最近は電子タバコの危険性の科学的根拠の蓄積はあるが、チラシはまだない。

## 付録:受動喫煙対策に関する法律=改正健康増進法=

#### <背景>

SDGs目標の3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」に実施すべき具体的指標が示されている→たばこ規制枠組み条約の実施  
⇒ 喫煙対策は健康経営アワード、健康経営優良法人の重要な評価項目の一つ

#### <改正健康増進法の概略>

- ① 子ども等が利用する第一種施設は敷地内禁煙、その他の施設は原則屋内禁煙
- ② 喫煙室を設けるときにはたばこの煙の流出防止に係る技術的基準がある
- ③ 事業者への財政・税制支援がある(相談窓口の電話番号:050-3537-0777)
- ④ 喫煙室への標識の掲示義務がある(建物の入り口と喫煙専用室)
- ⑤ 20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止
- ⑥ 喫煙室のある施設における従業員対策としてガイドラインがある。
- ⑦ 義務違反があった時には、秩序罰としての過料が課せられる。



#### その他

- ① 松川レピヤンでの出前がん検診の報告:いろいろな意味で、大変好評だった
- ② 来年1月28日に実施予定の芦原温泉旅館組合での出前がん検診のお願い
- ③ 受診勧奨で実施したがん講演会のYouTube配信の紹介



- <出席者>・(株)金津村田製作所 室谷 智子氏 ・日東シンコー(株) 築紫 太江子氏
- ・(株)福井鉄道 藤田 佳恵氏 ・(医)博俊会 春江病院 吉田 玲子氏
- ・(株)アムコーテクノロジージャパン 齊藤 理紗氏 ・松本自動車販売(株) 松本 美樹氏
- ・福井産業保健総合支援センター 齊藤 みゆき氏 河野 遥氏
- ・あわら市健康長寿課 新木 保奈美氏 ・坂井市健康増進課 長谷川 晴氏
- ・アドバイザー 齊藤 明美氏

